

総合特別区域基本方針の一部変更について(平成24年7月27日閣議決定)

背景

昨年の閣議決定以降、総合特区制度を運用している中で、総合特別評価・調査検討会等からの指摘事項等を踏まえ、事務局内において検討・見直しを行ったこと、及び国と地方の協議の結果、総合特区において新たな規制の特例措置の活用が可能となったこと等により、一部変更を行うもの。

変更後の基本方針のポイント

I 【環境未来都市型総合特区について】

「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)に位置づけられている「環境未来都市」構想について①及び②の要件を満たす場合、総合特区基本方針上、環境未来都市型総合特区として取り扱い、支援措置を実施することにより、政策課題の解決に向けたより効果的な事業の実施を推進する旨を明記(第一の4)。

- ① 総合特区基本方針第一の4に記載されている分野のうち、少なくともア)グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略及びイ)ライフ・イノベーションによる健康大国戦略の2つの分野について、国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区の指定を受けているもの
- ② 内閣総理大臣が「環境未来都市」の選定をしたもの

II 【特区間の連携について】

複数の特区間において取組の連携を図るため、類似する政策課題を有する特区や近接する特区等の取組が相乗効果を生むよう、特区間の連携や情報交換を行う旨を明記(第一の4)。

III 【総合特区の評価の対象の明確化について】

総合特区の毎年度の評価に当たって、地域の責任ある関与(地域独自の税制・財政・金融上の支援措置等)、規制の特例措置や財政・税制・金融上の支援措置の活用状況、地方公共団体が策定した数値目標の達成状況等を総合的に評価する旨を明記(第二の5)。

※ 年度末の評価プロセスに加えて、適切な進捗を図る観点から、事務局によるコンサルティングを行うほか、評価・調査検討会委員等による現地調査を実施する。

IV 【取組が不十分な場合の対応の明確化について】

認定地方公共団体における取組が不十分な場合、総合特区推進調整費の配分額の縮減等や指定の解除などができることを明記(第二の5)。

V 【指定済みの総合特区に係る区域変更について】

総合特区に指定後、区域変更に係る申請があった場合、総合特区推進方針に沿うものとされた場合は、評価・調査検討会における調査・検討を要しないものとする旨を明記(第三の4)。

VI 【指定時における留保条件の付与について】

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれても、取組等に係る熟度が一部不足している場合、当該部分については、内閣総理大臣が指定に際して留保条件を附することができる旨を明記(第三の4)。

VII 【総合特区計画の記載事項について】

認定申請書において、個別の規制の特例措置の適用を想定している区域として、総合特区の区域内に内含される、より小さな区域が設定されている場合、計画認定時にその内容について別紙に記載する旨を明記(第四の1)。

VIII 【国と地方の協議の結果、新たに総合特区において活用が可能となった特例措置等の追加について】

新たに総合特区で実現可能となった規制の特例措置及び全国において実施することとなった規制改革の内容等を定めた別表を追加(別表2・3)